

条 例 議 案 の 概 要

—平成25年12月定例会—

目 次

議案第 124 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第 125 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	4
議案第 126 号	盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	8
議案第 127 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	13
議案第 128 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	21
議案第 129 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について	26
議案第 130 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	32
議案第 131 号	盛岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について	35
議案第 132 号	盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を改正する条例について	37
議案第 133 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	40

議案第 124 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の推進体制を整備するため、国体推進局を設置しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 部等の設置規定に国体推進局を加える。
- (2) 国体推進局の分掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 第71回国民体育大会に関すること。
 - イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号</p>	<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号</p>
<p>第1条 略 (設置)</p>	<p>第1条 略 (設置)</p>
<p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、<u>部及び局</u>を置く。 市長公室 総務部 財政部 市民部 環境部 保健福祉部 商工観光部 農林部 建設部 都市整備部 <u>国体推進局</u> (分掌事務)</p>	<p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室<u>及び部</u>を置く。 市長公室 総務部 財政部 市民部 環境部 保健福祉部 商工観光部 農林部 建設部 都市整備部 (分掌事務)</p>
<p>第3条 <u>公室、部及び局</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 総務部 ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 危機管理に関すること。 エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。</p>	<p>第3条 <u>公室及び部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 総務部 ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 危機管理に関すること。 エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>カ 公有財産に関すること。</p> <p>キ 消防団及び防災に関すること。</p> <p>ク その他公室、他部及び局の主管に属しない事項に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市民部</p> <p>ア 市民活動に関すること。</p> <p>イ 交通安全に関すること。</p> <p>ウ 青少年及び男女共同参画に関すること。</p> <p>エ 消費生活及び計量に関すること。</p> <p>オ スポーツに関すること(国体推進局の主管に属するものを除く。)</p> <p>カ 文化に関すること。</p> <p>キ 国際交流に関すること。</p> <p>ク 戸籍及び住民の記録に関すること。</p> <p>ケ 国民健康保険に関すること。</p> <p>コ 国民年金に関すること。</p> <p>サ その他市民生活に関すること。</p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>(11) 国体推進局</p> <p>ア <u>第71回国民体育大会に関すること。</u></p> <p>イ <u>第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。</u></p> <p>附 則 (平成25年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>カ 公有財産に関すること。</p> <p>キ 消防団及び防災に関すること。</p> <p>ク その他公室及び他部 の主管に属しない事項に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市民部</p> <p>ア 市民活動に関すること。</p> <p>イ 交通安全に関すること。</p> <p>ウ 青少年及び男女共同参画に関すること。</p> <p>エ 消費生活及び計量に関すること。</p> <p>オ スポーツに関すること。</p> <p>カ 文化に関すること。</p> <p>キ 国際交流に関すること。</p> <p>ク 戸籍及び住民の記録に関すること。</p> <p>ケ 国民健康保険に関すること。</p> <p>コ 国民年金に関すること。</p> <p>サ その他市民生活に関すること。</p> <p>(5) から(10)まで 略</p>

議案第 125 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の施行に伴い、災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市職員給与支給条例（第33条の7）
- (2) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第13条の2）
- (3) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第19条）

3 改正の内容

大規模災害からの復興に関する法律に規定する復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して、災害派遣手当の支給を可能とするものである。

4 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p>																												
<p>第1条から第33条の6まで 略</p>	<p>第1条から第33条の6まで 略</p>																												
<p>第33条の7 災害派遣手当は、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>	<p>第33条の7 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧_____のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>																												
<p>2 災害派遣手当の額は、次表の左欄に掲げる市の区域に滞在する期間の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。</p>	<p>2 災害派遣手当の額は、次表の左欄に掲げる市の区域に滞在する期間の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市の区域に滞在する期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超える60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	市の区域に滞在する期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市の区域に滞在する期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超える60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	市の区域に滞在する期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
市の区域に滞在する期間		施設の利用区分																											
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)																											
30日以内の期間	3,970円	6,620円																											
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
市の区域に滞在する期間	施設の利用区分																												
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)																											
30日以内の期間	3,970円	6,620円																											
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
<p>第33条の7の2から第37条まで 略 附 則 (平成25年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第33条の7の2から第37条まで 略</p>																												

【第2条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>第1条から第13条まで 略</p> <p>第13条の2 災害派遣手当は、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>第13条の3から第20条まで 略</p> <p>附 則（平成25年条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>第1条から第13条まで 略</p> <p>第13条の2 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧 _____ のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>第13条の3から第20条まで 略</p>

【第3条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>第1条から第18条まで 略</p> <p>第19条 災害派遣手当は、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>第19条の2から第26条まで 略</p> <p>附 則（平成25年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>第1条から第18条まで 略</p> <p>第19条 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧 _____ のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>第19条の2から第26条まで 略</p>

議案第 126 号

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡駅西口自転車等駐車場に駐車することができる自動二輪車の範囲を拡大するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 駐車対象自転車等に大型自動二輪車及び 125ccを超える普通自動二輪車を加える。

(2) (1) で加えたものに係る使用料並びに撤去及び保管の手数料の額（125cc以下の普通自動二輪車と同額）を定める。

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号</p>	<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 昭和58年12月26日条例第24号</p>
<p>第1条 略 (定義)</p>	<p>第1条 略 (定義)</p>
<p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車で2輪又は3輪のものをいう。</p> <p>(2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>(3) <u>自動二輪車</u> 道路交通法第3条に規定する<u>大型自動二輪車又は普通自動二輪車</u> (いずれも側車付きのものを除く。)をいう。</p> <p>(4) 自転車等 自転車, 原動機付自転車又は<u>自動二輪車</u>をいう。</p>	<p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車で2輪又は3輪のものをいう。</p> <p>(2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>(3) <u>小型自動二輪車</u> 道路交通法第3条に規定する<u>普通自動二輪車で総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの</u>(側車付きのものを除く。)をいう。</p> <p>(4) 自転車等 自転車, 原動機付自転車又は<u>小型自動二輪車</u>をいう。</p>
<p>第2条から第4条まで 略 (駐車対象自転車等)</p>	<p>第2条から第4条まで 略 (駐車対象自転車等)</p>
<p>第5条 駐車場に駐車することができる自転車等は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場 自転車</p> <p>(2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場 自転車, 原動機付自転車及び<u>自動二輪車</u></p>	<p>第5条 駐車場に駐車することができる自転車等は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場 自転車</p> <p>(2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場 自転車, 原動機付自転車及び<u>小型自動二輪車</u></p>
<p>第6条から第21条まで 略 (指定管理者の業務)</p>	<p>第6条から第21条まで 略 (指定管理者の業務)</p>
<p>第22条 駐車場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、同条第2号の時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条の規定に基づき、駐車場の全部又は一部の供用を休止するこ</p>	<p>第22条 駐車場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、同条第2号の時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条の規定に基づき、駐車場の全部又は一部の供用を休止するこ</p>

改正後		改正前																																													
と。		と。																																													
(3) 第6条第1項の許可を行うこと。		(3) 第6条第1項の許可を行うこと。																																													
(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。		(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。																																													
(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。		(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。																																													
(6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは駐車場からの退去若しくは <u>自転車等</u> の撤去を命ずること。		(6) 第7条の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは駐車場からの退去若しくは <u>自転車</u> の撤去を命ずること。																																													
(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。		(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。																																													
(8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関すること。		(8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関すること。																																													
2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。		2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。																																													
3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。		3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。																																													
第23条から第25条まで 略		第23条から第25条まで 略																																													
附 則 (平成25年条例第 号)																																															
この条例は、平成26年4月1日から施行する。																																															
別表第1 (第9条関係)		別表第1 (第9条関係)																																													
(1) 略		(1) 略																																													
(2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料		(2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自転車</td> <td>定期駐車券 による場合</td> <td rowspan="3">2,000円</td> <td rowspan="3">1,500円</td> </tr> <tr> <td>(1台につき)</td> </tr> <tr> <td>月の初日からその月の末日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自転車</td> <td>定期駐車券 による場合</td> <td rowspan="3">3,800円</td> <td rowspan="3">2,800円</td> </tr> <tr> <td>(1台につき)</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌月の末日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自転車</td> <td>定期駐車券 による場合</td> <td rowspan="3">5,700円</td> <td rowspan="3">4,200円</td> </tr> <tr> <td>(1台につき)</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌々月の末日まで</td> </tr> </tbody> </table>		区分		一般	生徒等	自転車	定期駐車券 による場合	2,000円	1,500円	(1台につき)	月の初日からその月の末日まで	自転車	定期駐車券 による場合	3,800円	2,800円	(1台につき)	月の初日から翌月の末日まで	自転車	定期駐車券 による場合	5,700円	4,200円	(1台につき)	月の初日から翌々月の末日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自転車</td> <td>定期駐車券 による場合</td> <td rowspan="3">2,000円</td> <td rowspan="3">1,500円</td> </tr> <tr> <td>(1台につき)</td> </tr> <tr> <td>月の初日からその月の末日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自転車</td> <td>定期駐車券 による場合</td> <td rowspan="3">3,800円</td> <td rowspan="3">2,800円</td> </tr> <tr> <td>(1台につき)</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌月の末日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自転車</td> <td>定期駐車券 による場合</td> <td rowspan="3">5,700円</td> <td rowspan="3">4,200円</td> </tr> <tr> <td>(1台につき)</td> </tr> <tr> <td>月の初日から翌々月の末日まで</td> </tr> </tbody> </table>		区分		一般	生徒等	自転車	定期駐車券 による場合	2,000円	1,500円	(1台につき)	月の初日からその月の末日まで	自転車	定期駐車券 による場合	3,800円	2,800円	(1台につき)	月の初日から翌月の末日まで	自転車	定期駐車券 による場合	5,700円	4,200円	(1台につき)	月の初日から翌々月の末日まで
区分		一般	生徒等																																												
自転車	定期駐車券 による場合	2,000円	1,500円																																												
	(1台につき)																																														
	月の初日からその月の末日まで																																														
自転車	定期駐車券 による場合	3,800円	2,800円																																												
	(1台につき)																																														
	月の初日から翌月の末日まで																																														
自転車	定期駐車券 による場合	5,700円	4,200円																																												
	(1台につき)																																														
	月の初日から翌々月の末日まで																																														
区分		一般	生徒等																																												
自転車	定期駐車券 による場合	2,000円	1,500円																																												
	(1台につき)																																														
	月の初日からその月の末日まで																																														
自転車	定期駐車券 による場合	3,800円	2,800円																																												
	(1台につき)																																														
	月の初日から翌月の末日まで																																														
自転車	定期駐車券 による場合	5,700円	4,200円																																												
	(1台につき)																																														
	月の初日から翌々月の末日まで																																														

改正後			
	回数駐車券による場合（1台11回につき）		1,000円
	その他の場合（1台1回につき）		100円
原動機付自転車及び____自動車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	3,000円
		月の初日から翌月の末日まで	5,700円
		月の初日から翌々月の末日まで	8,600円
	回数駐車券による場合（1台11回につき）		1,500円
	その他の場合（1台1回につき）		150円

備考

- 「生徒等」とは学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。

別表第2（第15条関係）

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	1,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	2,500円
原動機付自転車及び____自動車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	2,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	3,500円

改正前			
	回数駐車券による場合（1台11回につき）		1,000円
	その他の場合（1台1回につき）		100円
原動機付自転車及び____ <u>小型</u> 自動車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	3,000円
		月の初日から翌月の末日まで	5,700円
		月の初日から翌々月の末日まで	8,600円
	回数駐車券による場合（1台11回につき）		1,500円
	その他の場合（1台1回につき）		150円

備考

- 「生徒等」とは学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。

別表第2（第15条関係）

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	1,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	2,500円
原動機付自転車及び____ <u>小型</u> 自動車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	2,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	3,500円

改正後	改正前

議案第 127 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）の改正に伴い、基準該当障害福祉サービスに関する基準を改めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準の一部を次のように改める。

- (1) 基準該当生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員並びに通いサービスの利用定員及び利用者の数に、基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害児の数を含める。
- (2) 基準該当短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に、基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害児の数を含める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号</p>	<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号</p>
<p>目次及び第1条 略 (定義)</p>	<p>目次及び第1条 略 (定義)</p>
<p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>
<p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p>	<p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p>
<p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p>	<p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p>
<p>(3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事</p>	<p>(3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事</p>

改正後	改正前
<p>業者に支払われることをいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(5) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所支援基準</u>」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準</u>第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準</u>第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>指定通所支援基準</u>第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（<u>指定通所支援基準</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条から第96条まで 略 （指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）</p>	<p>業者に支払われることをいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(5) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号_____）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>同令</u>_____第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>同令</u>_____第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>同令</u>_____第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（<u>同令</u>_____に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条から第96条まで 略 （指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）</p>

改正後	改正前
<p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち，通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には，当該通いサービスを基準該当生活介護と，当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において，前条の規定は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，<u>指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号。以下「県条例」という。）第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害</u></p>	<p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち，通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には，当該通いサービスを基準該当生活介護と，当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において，前条の規定は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者</p>

改正後	改正前
<p>児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>、<u>県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス</u>若しくは<u>県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</u>又は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号の居間及び同項第2号の食堂をいう。)は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>、<u>県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス</u>若しくは<u>県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</u>又は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>__の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u></p> <hr/> <p>又</p> <p>は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける<u>障害者</u>____の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号の居間及び同項第2号の食堂をいう。)は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u></p> <hr/> <p>又は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける<u>障害者</u>____の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

改正後	改正前
<p>第98条から第110条まで 略</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>、<u>県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>障害者及び障害児</u>に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必</p>	<p>第98条から第110条まで 略</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">又は特区省令第4条第1</p> <p>項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>利用者</u></p> <p>に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける<u>利用者</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>利用者</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必</p>

改正後	改正前
<p>要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第112条から第201条まで 略</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準</p>	<p>要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第112条から第201条まで 略</p> <p>(従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準</p>
<p>第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。），指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第5項，第143条第5項及び第6項，第153条第5項，第163条第3項及び第4項並びに第174条第3項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。</p>	<p>第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。），指定医療型児童発達支援事業所（同令第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第5項，第143条第5項及び第6項，第153条第5項，第163条第3項及び第4項並びに第174条第3項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，1人以上の者を常勤でなければならないものとするすることができる。</p>
<p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は，第80条第1項第3号及び第6項，第143条第1項第2号及び第7項，第153条第1項第3号及び第6項，第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第4項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次の各号に</p>	<p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は，第80条第1項第3号及び第6項，第143条第1項第2号及び第7項，第153条第1項第3号及び第6項，第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第4項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次の各号に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>第203条から第211条まで 略</p> <p>附 則 (平成25年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>第203条から第211条まで 略</p>

議案第 128 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者に係る入居者の資格の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

入居者の資格のうち収入要件及び市町村民税等の納付要件が適用されない者として、福島復興再生特別措置法第29条第1項に規定する居住制限者を加える。

※ 居住制限者とは、同項に規定する避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者をいう。

3 施行期日

公布の日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>目次及び第1条から第5条まで 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者)にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円</p> <p>(ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円</p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>目次及び第1条から第5条まで 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者 _____にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円</p> <p>(ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円</p>

改正後	改正前
<p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円</p> <p>エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）</p> <p>オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円</p> <p>エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）</p> <p>オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>
<p>2 前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該</p>	<p>2 前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該</p>

改正後	改正前
<p>災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。)1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第69条まで 略</p> <p><u>附 則 (平成25年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。)1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第69条まで 略</p>

改正後	改正前
別表 略	別表 略

議案第 129 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者に係る一般入居者の資格の特例を定めるとともに、市営住宅建替事業の施行に伴い市営青山三丁目アパート7号館、8号館及び9号館を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 改良住宅の一般入居者の資格のうち収入要件及び市町村民税等の納付要件が適用されない者として、福島復興再生特別措置法第29条第1項に規定する居住制限者を加える。

※ 居住制限者とは、同項に規定する避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者をいう。

(2) 別表から市営青山三丁目アパート7号館、8号館及び9号館を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に应じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円</p> <p>(ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p>	<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者_____にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に应じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円</p> <p>(ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p>

改正後	改正前
<p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>
<p>第8条の2から第27条まで 略</p>	<p>第8条の2から第27条まで 略</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p>
<p>第28条 第26条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）、公営住宅法施行令第8条第2項（当該入居者の収入が15万8,000円以下の額である場合にあつては、第14条第1項本文）に規定する方法により算出した額（当該算出した額が次項に規定する額（以下「法定上限額」という。）を超える場合にあつては、当該法定上限額）を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p>	<p>第28条 第26条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）、公営住宅法施行令第8条第2項（当該入居者の収入が15万8,000円以下の額である場合にあつては、第14条第1項本文）に規定する方法により算出した額（当該算出した額が次項に規定する額（以下「法定上限額」という。）を超える場合にあつては、当該法定上限額）を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p>

改正後

2 法定上限額は、第14条に規定する家賃限度額に次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額を、家賃限度額に加えて得た額とする。

区分	入居者の収入	倍率
第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合	13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3
	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5
	19万1,000円を超える場合	0.8
第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合	11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3
	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5
	19万1,000円を超える場合	0.8

3 第15条第2項から第4項まで及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。

第29条から第41条まで 略

附 則 (平成25年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	位置	竣(し ゆん) 工年 度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1 号館	盛岡市盛岡駅前 北通	昭48	32	中層耐火5 階建
市営盛岡駅前アパート2	盛岡市盛岡駅前	昭54	21	中層耐火5

改正前

2 法定上限額は、第14条に規定する家賃限度額に次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額を、家賃限度額に加えて得た額とする。

区分	入居者の収入	倍率
第8条第1号ア に掲げる場合 に該当する場合	13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3
	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5
	19万1,000円を超える場合	0.8
第8条第1号イに掲 げる場合に該当する 場合	11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3
	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5
	19万1,000円を超える場合	0.8

3 第15条第2項から第4項まで及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。

第29条から第41条まで 略

別表 (第3条関係)

名称	位置	竣(し ゆん) 工年 度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1 号館	盛岡市盛岡駅前 北通	昭48	32	中層耐火5 階建
市営盛岡駅前アパート2	盛岡市盛岡駅前	昭54	21	中層耐火5

改正後					改正前				
号館	北通			階建	号館	北通			階建
市営青山二丁目アパート 1号館	盛岡市青山二丁目	昭40	24	中層耐火3 階建	市営青山二丁目アパート 1号館	盛岡市青山二丁目	昭40	24	中層耐火3 階建
市営青山二丁目アパート 2号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3 階建	市営青山二丁目アパート 2号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3 階建
市営青山二丁目アパート 3号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3 階建	市営青山二丁目アパート 3号館	盛岡市青山二丁目	昭41	24	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 1号館	盛岡市青山三丁目	昭38	18	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 1号館	盛岡市青山三丁目	昭38	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 3号館	盛岡市青山三丁目	昭35	18	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 3号館	盛岡市青山三丁目	昭35	18	中層耐火3 階建
					市営青山三丁目アパート 7号館	盛岡市青山三丁目	昭39	18	中層耐火3 階建
					市営青山三丁目アパート 8号館	盛岡市青山三丁目	昭39	18	中層耐火3 階建
					市営青山三丁目アパート 9号館	盛岡市青山三丁目	昭40	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 10号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 10号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 11号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 11号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 12号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 12号館	盛岡市青山三丁目	昭42	18	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 13号館	盛岡市青山三丁目	昭43	48	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 13号館	盛岡市青山三丁目	昭43	48	中層耐火3 階建
市営青山三丁目アパート 14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3 階建	市営青山三丁目アパート 14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3 階建

改正後					改正前				
市営青山三丁目アパート 15号館	盛岡市青山三丁 目	昭45	18	中層耐火5 階建	市営青山三丁目アパート 15号館	盛岡市青山三丁 目	昭45	18	中層耐火5 階建

議案第 130 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の一部の地域において市が行っているし尿の収集及び運搬の業務を取りやめることに伴い、し尿の収集及び運搬に係る手数料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

し尿の収集及び運搬に係る手数料に関する規定を削る。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 し尿の収集及び運搬の実施状況

区分	現行	平成 26 年 4 月 1 日以後
都南地域及び玉山区を除く地域	市の委託業者（東部山間地域に限る。）及び許可業者	許可業者
都南地域	紫波，稗貫衛生処理組合の委託業者	同左
玉山区	盛岡北部行政事務組合の委託業者	同左

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号</p> <p>目次及び第1条から第29条の6まで 略 (一般廃棄物の処理の手数料)</p> <p>第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1) 次号から第4号まで以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円</p> <p>(2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円(家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあつては、1,200円)</p> <p>(3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円</p> <p>(4) 犬、猫等の死体(市長が指定する施設に市民が自ら搬入するものに限る。)の処分 1体につき4,360円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するもの及び処理施設に市民が自ら搬入するもの(1回の搬入量が200キログラム未満のものに限る。)の処分に係る手数料は、無料とする。</p> <p>4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号</p> <p>目次及び第1条から第29条の6まで 略 (一般廃棄物の処理の手数料)</p> <p>第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1) 次号から第5号まで以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円</p> <p>(2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円(家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあつては、1,200円)</p> <p>(3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円</p> <p>(4) <u>し尿の収集及び運搬 10リットルにつき73円で算定した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u></p> <p>(5) 犬、猫等の死体(市長が指定する施設に市民が自ら搬入するものに限る。)の処分 1体につき4,360円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するもの及び処理施設に市民が自ら搬入するもの(1回の搬入量が200キログラム未満のものに限る。)の処分に係る手数料は、無料とする。</p> <p>4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号から第4号までに規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。</p>

改正後	改正前
<p>5 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減免することができる。</p> <p>(特定産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第30条の2 前条(第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。</p> <p>第30条の3から第35条まで 略</p> <p>附 則(平成25年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>5 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減免することができる。</p> <p>(特定産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第30条の2 前条(第2項第1号、第2号、<u>第4号及び第5号</u>並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。</p> <p>第30条の3から第35条まで 略</p> <p>別表 略</p>

議案第131号

盛岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

社会教育委員の委嘱の基準について、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市社会教育委員設置条例 昭和24年10月15日条例第56号</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 委員の定数は、20人以内とし、委員は、次に掲げる者のうちから委 嘱する者をもって充てる。</p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(3) 知識経験を有する者</u></p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p>附 則 (平成25年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市社会教育委員設置条例 昭和24年10月15日条例第56号</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 委員の定数は、20人以内とする。</p> <p>第3条及び第4条 略</p>

議案第 132 号

盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

大ケ生ふるさと学習センターを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 第2条の表から次のふるさと学習センターの項を削る。

名称	位置
大ケ生ふるさと学習センター	盛岡市大ケ生24地割73番地12

(2) 別表を姫神ふるさと学習センターの使用料を定める表とする。

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																		
○盛岡市ふるさと学習センター条例 平成7年6月28日条例第33号	○盛岡市ふるさと学習センター条例 平成7年6月28日条例第33号																																		
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)																																		
第2条 地域の歴史、文化等を学ぶことによりふるさとへの理解を深め、及び自然環境の中での野外活動等を通じて住民の交流を促進するとともに、地域福祉の増進を図るため、ふるさと学習センターを次表のとおり設置する。	第2条 地域の歴史、文化等を学ぶことによりふるさとへの理解を深め、及び自然環境の中での野外活動等を通じて住民の交流を促進するとともに、地域福祉の増進を図るため、ふるさと学習センターを次表のとおり設置する。																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>姫神ふるさと学習センター</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻100番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			姫神ふるさと学習センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻100番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ケ生ふるさと学習センター</td> <td>盛岡市大ケ生24地割73番地12</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>姫神ふるさと学習センター</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻100番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大ケ生ふるさと学習センター	盛岡市大ケ生24地割73番地12			姫神ふるさと学習センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻100番地																				
名称	位置																																		
姫神ふるさと学習センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻100番地																																		
名称	位置																																		
大ケ生ふるさと学習センター	盛岡市大ケ生24地割73番地12																																		
姫神ふるさと学習センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻100番地																																		
第3条から第17条まで 略 附 則 (平成25年条例第 号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。	第3条から第17条まで 略																																		
別表 (第6条関係)	別表 (第6条関係)																																		
	(1) 大ケ生ふるさと学習センター																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時</th> <th>午後1時</th> <th>午後6時</th> <th>午前9時</th> <th>午後1時</th> <th>午前9時</th> </tr> <tr> <th>から正午</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>2,000円</td> <td>2,600円</td> <td>2,000円</td> <td>4,600円</td> <td>4,600円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>1,200円</td> <td>2,800円</td> <td>2,800円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td colspan="6">1時間までごとに300円</td> </tr> </thead> </table>	区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	講堂	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円	研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	広場	1時間までごとに300円					
区分	午前9時		午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時																												
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後																													
講堂	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円																													
研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円																													
広場	1時間までごとに300円																																		
	(2) 姫神ふるさと学習センター																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時</th> <th>午後1時</th> <th>午後6時</th> <th>午前9時</th> <th>午後1時</th> <th>午前9時</th> </tr> <tr> <th>から正午</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後																					
区分	午前9時		午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時																												
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時</th> <th>午後1時</th> <th>午後6時</th> <th>午前9時</th> <th>午後1時</th> <th>午前9時</th> </tr> <tr> <th>から正午</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> <th>から午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後																						
区分		午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時																												
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後																													

改正後							改正前						
	まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで		まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
屋内運動場	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円	屋内運動場	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
多目的室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	多目的室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
広場	1時間までごとに300円						広場	1時間までごとに300円					

議案第 133 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童生徒のより良い教育環境を確保するため、盛岡市小中学校適正配置基本計画に基づき、複式学級解消の対象校である浅岸小学校、外山小学校及び薮川中学校を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 第 2 条の表から次の小学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立浅岸小学校	盛岡市浅岸字上大葛 1 番地
盛岡市立外山小学校	盛岡市玉山区薮川字外山 27 番地 7

(2) 第 3 条の表から次の中学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立薮川中学校	盛岡市玉山区薮川字外山 28 番地 6

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

4 その他

- (1) 浅岸小学校は山岸小学校に、外山小学校は米内小学校に、薮川中学校は米内中学校にそれぞれ統合する。
- (2) 盛岡市教育振興基金条例（昭和 40 年条例第 27 号）の一部を改正し、教育振興基金に属する浅岸小学校の学校林を山岸小学校の学校林とする。

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																
<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号</p>	<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号</p>																																																																																
<p>第1条 略 (小学校)</p>	<p>第1条 略 (小学校)</p>																																																																																
<p>第2条 小学校を次表のとおり設置する。</p>	<p>第2条 小学校を次表のとおり設置する。</p>																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田小学校</td><td>盛岡市上田三丁目16番45号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王小学校</td><td>盛岡市小杉山3番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目小学校</td><td>盛岡市川目第7地割12番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号			盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立浅岸小学校</td><td>盛岡市浅岸字上大葛1番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田小学校</td><td>盛岡市上田三丁目16番45号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王小学校</td><td>盛岡市小杉山3番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目小学校</td><td>盛岡市川目第7地割12番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立浅岸小学校	盛岡市浅岸字上大葛1番地	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地
名称	位置																																																																																
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																																
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																																
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																																
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																																
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																																
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																																
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																																
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																																
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																																
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																																
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																																
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																																
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																																
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																																
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号																																																																																
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号																																																																																
盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地																																																																																
名称	位置																																																																																
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																																
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																																
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																																
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																																
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																																
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																																
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																																
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																																
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																																
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																																
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																																
盛岡市立浅岸小学校	盛岡市浅岸字上大葛1番地																																																																																
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																																
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																																
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																																
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号																																																																																
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号																																																																																
盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地																																																																																

改正後		改正前	
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1
盛岡市立繫小学校	盛岡市繫字館市114番地の1	盛岡市立繫小学校	盛岡市繫字館市114番地の1
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号
盛岡市立月が丘小学校	岩手郡滝沢村滝沢字穴口328番地	盛岡市立月が丘小学校	岩手郡滝沢村滝沢字穴口328番地
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号
盛岡市立玉山小学校	盛岡市玉山区日戸字市の坪53番地	盛岡市立玉山小学校	盛岡市玉山区日戸字市の坪53番地
盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山区玉山字田畑19番地1	盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山区玉山字田畑19番地1
		盛岡市立外山小学校	盛岡市玉山区蕨川字外山27番地7
盛岡市立渋民小学校	盛岡市玉山区渋民字鶴塚114番地	盛岡市立渋民小学校	盛岡市玉山区渋民字鶴塚114番地
盛岡市立生出小学校	盛岡市玉山区下田字仲平59番地36	盛岡市立生出小学校	盛岡市玉山区下田字仲平59番地36
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市玉山区巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立巻堀小学校	盛岡市玉山区巻堀字巻堀12番地1
盛岡市立好摩小学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地60	盛岡市立好摩小学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号

改正後

(中学校)

第3条 中学校を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号
盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号
盛岡市立土淵中学校	盛岡市土淵字幅2番地3
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号
盛岡市立黒石野中学校 北杜分校	盛岡市厨川二丁目3番1号
盛岡市立繫中学校	盛岡市繫字館市114番地1
盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号
盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号
盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1
盛岡市立北陵中学校	岩手郡滝沢村滝沢字穴口419番地
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号
盛岡市立玉山中学校	盛岡市玉山区日戸字鷹高39番地2

改正前

(中学校)

第3条 中学校を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号
盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号
盛岡市立土淵中学校	盛岡市土淵字幅2番地3
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号
盛岡市立黒石野中学校 北杜分校	盛岡市厨川二丁目3番1号
盛岡市立繫中学校	盛岡市繫字館市114番地1
盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号
盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号
盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1
盛岡市立北陵中学校	岩手郡滝沢村滝沢字穴口419番地
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号
盛岡市立玉山中学校	盛岡市玉山区日戸字鷹高39番地2
盛岡市立蕨川中学校	盛岡市玉山区蕨川字外山28番地6

改正後		改正前	
盛岡市立渋民中学校	盛岡市玉山区下田字下田106番地	盛岡市立渋民中学校	盛岡市玉山区下田字下田106番地
盛岡市立巻堀中学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地1	盛岡市立巻堀中学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地1
第4条から第6条まで 略 附 則 (平成25年条例第 号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。		第4条から第6条まで 略	

盛岡市教育振興基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																												
○盛岡市教育振興基金条例 昭和40年3月29日条例第27号	○盛岡市教育振興基金条例 昭和40年3月29日条例第27号																																																																												
第1条から第8条まで 略 附 則 (平成25年条例第 号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。	第1条から第8条まで 略																																																																												
別表第1から別表第2まで 略 別表第3 (第2条関係)	別表第1から別表第2まで 略 別表第3 (第2条関係)																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校林</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積(ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の1</td> <td style="text-align: right;">0.50</td> <td>米内小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字明通9番の5</td> <td style="text-align: right;">4.67</td> <td>米内中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の2</td> <td style="text-align: right;">0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の19</td> <td style="text-align: right;">1.45</td> <td>山岸小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の25</td> <td style="text-align: right;">1.44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第2地割1番67</td> <td style="text-align: right;">1.94</td> <td>川目小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56</td> <td style="text-align: right;">12.25</td> <td>河南中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の35</td> <td style="text-align: right;">11.47</td> <td>山王小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の36</td> <td style="text-align: right;">13.82</td> <td>城東中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の13の内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校林		学校名	所在	面積(ヘクタール)	盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校	盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校	盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36		盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	山岸小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44		盛岡市川目第2地割1番67	1.94	川目小学校	盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校	盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10			盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校	盛岡市浅岸字元信46番の13の内			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校林</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積(ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の1</td> <td style="text-align: right;">0.50</td> <td>米内小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字明通9番の5</td> <td style="text-align: right;">4.67</td> <td>米内中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の2</td> <td style="text-align: right;">0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の19</td> <td style="text-align: right;">1.45</td> <td>浅岸小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の25</td> <td style="text-align: right;">1.44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第2地割1番67</td> <td style="text-align: right;">1.94</td> <td>川目小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56</td> <td style="text-align: right;">12.25</td> <td>河南中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の35</td> <td style="text-align: right;">11.47</td> <td>山王小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の36</td> <td style="text-align: right;">13.82</td> <td>城東中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の13の内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校林		学校名	所在	面積(ヘクタール)	盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校	盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校	盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36		盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	浅岸小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44		盛岡市川目第2地割1番67	1.94	川目小学校	盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校	盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10			盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校	盛岡市浅岸字元信46番の13の内		
学校林		学校名																																																																											
所在	面積(ヘクタール)																																																																												
盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校																																																																											
盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校																																																																											
盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36																																																																												
盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	山岸小学校																																																																											
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44																																																																												
盛岡市川目第2地割1番67	1.94	川目小学校																																																																											
盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校																																																																											
盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10																																																																													
盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校																																																																											
盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校																																																																											
盛岡市浅岸字元信46番の13の内																																																																													
学校林		学校名																																																																											
所在	面積(ヘクタール)																																																																												
盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校																																																																											
盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校																																																																											
盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36																																																																												
盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	浅岸小学校																																																																											
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44																																																																												
盛岡市川目第2地割1番67	1.94	川目小学校																																																																											
盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校																																																																											
盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10																																																																													
盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校																																																																											
盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校																																																																											
盛岡市浅岸字元信46番の13の内																																																																													
別表第4 略	別表第4 略																																																																												